

事業案内

あなたのこころを
応援します



静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター

NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター設立趣意

我が国の犯罪被害者支援は被害者の経済的支援を行う制度である「犯罪被害給付制度」と「犯罪被害救援基金による犯罪被害者遺児等に対する奨学金等給与事業」の二つが、被害者支援の柱として運用され、現在も被害者の経済的支援の柱としてその役割を果たしています。

しかし、犯罪被害者やその遺族が負う被害は、その被害に伴う精神的被害や経済的被害が長期間継続し、被害者やその家族の一生をも左右しかねない状況の人もおります。犯罪被害者の精神的・経済的打撃を少しでも回復あるいは軽減するためには、行政だけの施策では十分でなく限界があります。

日本国内においては、このような犯罪被害者の支援組織として、各都道府県において、民間ボランティアによる被害者支援団体が誕生し、電話相談やカウンセリング等、それぞれが活発な支援活動を始めました。

本県においても被害者に対してどのような援助ができるのか、その支援の母体はどのようにするのかということから検討を始め、電話相談については、ボランティアによる相談機関として豊富な実績と体制を有する「浜松いのちの電話」、カウンセリングについては、「静岡県臨床心理士会」、それに法律相談については「静岡県弁護士会」がそれぞれご協力していただけることになり、平成10年5月18日全国では9番目となる民間による被害者支援組織「静岡犯罪被害者支援センター」（任意団体）が設立いたしました。

その後、司法関係機関をはじめ社会各層で被害者支援に関する種々の取り組みが開始され民間の被害者支援組織に期待される役割もまた多様に変化してきております。任意団体として設立された静岡犯罪被害者支援センターが県民の期待にこたえ、さらに充実、安定して活動を展開していくためには、その活動が社会的に認知され、被害者の方々がより安心して相談し、また、援助が受けられるような組織基盤を確立することが重要となってきました。

そこで、こうした諸条件を整え、公益性の高い諸活動を展開していくため、平成13年7月2日任意団体「静岡犯罪被害者支援センター」を発展的に解散して、電話相談、カウンセリング、法律相談及び被害者支援のための給付等を行い、被害者の悩みの解決や心のケア等を通して、社会全体が被害者をサポートすることを目的とする「NPO法人静岡犯罪被害者支援センター」を設立したものです。

そして、平成19年9月27日、静岡県公安委員会から被害者支援を適正且つ確実に行うことができる非営利の法人として「犯罪被害者等早期援助団体」として指定されました。

これにより、事件事故直後に被害者や遺族の方々の同意を得て、警察から支援に必要な情報を得られるようになり、当支援センターから被害者等にアプローチをすることで、早い段階から被害者の心のケア等、回復に必要な各種支援を行うことができるようになりました。

当支援センターといたしましても、これまで以上に被害者の方々が抱える多様なニーズに、柔軟且つきめ細やかに対応できるような支援を心掛けたいと思います。

NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター

理事長 松井 純

組 織 概 要

沿 革

平成10年5月18日 静岡市葵区鷹匠3丁目7番21号 常葉会館内に設立。
平成13年7月 2日 NPO法人として登記。
平成19年9月27日 静岡県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受ける。

センター構成

理事長	松 井	純	(株)静岡新聞社・静岡放送(株)取締役社長
副理事長	森	則 夫	国立大学法人浜松医科大学精神科神経科教授
副理事長	白 井	孝 一	静岡県弁護士会・法テラス静岡副所長
副理事長	高 橋	寛 之	生きがいほっとルーム代表
理 事	永 澤	嘉 子	社会福祉法人浜松いのちの電話研修委員長
理 事	神 部	英 子	静岡県臨床心理士会会員・臨床心理士
理 事	福 永	博 文	浜松学院大学教授・静岡県臨床心理士会会長
理 事	青 山	雅 幸	静岡県弁護士会・弁護士
理 事	山 田	起 男	(株)やまだ代表取締役
理 事	小 柳 津	茂 助	静岡県自治会連合会会長
理 事	小 澤	巖	静岡県教育委員会スクールカウンセラー
理 事	清 水	英 之	静岡英和学院大学教授
理 事	磯 田 雄 二 郎		国立大学法人静岡大学人文学部社会学科教授
理 事	岩 柳	正 巳	元・NPO法人静岡犯罪被害者支援センター専務理事
専務理事	佐 々 木	宏	NPO法人静岡犯罪被害者支援センター専務理事
監 事	勝 山	靖 久	公認会計士中村佳弘事務所・税理士
監 事	鈴 木	礼 子	司法書士
特別顧問	木 宮	和 彦	常葉学園名誉理事長・学園長

《顧 問》	15名	
《参 与》	4名	
《電話相談員》	27人	
《直接支援活動員》	27人	※電話相談員と直接支援活動員は兼務
《法律相談員》	静岡県弁護士会	22人
《面接相談員》	静岡県臨床心理士	17人
《事 務 局》	事務局長	事務局員 3名



事業内容

事業名	項目	事業内容	実施時期
相談事業	電話相談	電話による犯罪被害者や遺族等からの精神的悩み等の相談を受け、悩みの軽減や解決など心のケア等の支援を行う。 ☎054-209-5533	毎週月～金曜日 (10:00～16:00) ※土・日・祝日、 年末年始は除く。
	面接相談	面接相談を希望する被害者等に対し、精神科医や臨床心理士等による心理相談等を行い、悩みの解決や心のケア等の支援を行う。	沼津 第2木曜日、第4土曜日 静岡 第1, 3土曜日 浜松 第2, 4土曜日 ※予約制
	法律相談	ケースに応じて、弁護士等による法律相談を行い、被害者等の問題解決について支援を行う。	随時
直接支援事業	危機介入	被害直後、被害者等の要望に応じて、被害者等の自宅を訪問し、家事の支度や被害者家族の日常生活支援を行う。	随時
	付添い支援	被害者等の要望に応じて、 ● 病院、警察署、検察庁、裁判所など関係機関の付添い ● 報道対応等の付添い を行う。	随時
	自助グループ支援	被害者などで構成される自助グループ(静岡「おはなしの会」・浜松自助会)への支援を行う。	各グループ 月1回
	裁定申請手続きの補助事務	犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対する申請手続きなどの補助を行う。	随時
	役務の提供等または物品等の貸与など	被害者等の家事や身の回り等労務の提供や急を要する場合の物品等の貸与等により被害者等の精神的負担の軽減・回復に寄与する。	随時
ボランティアの養成	研修会の開催	電話相談員、直接支援活動員等の知識、技能等の資質向上を図るため、弁護士や臨床心理等を講師に招き、事例検討会等の研修会を開催する。	年30回
	対外研修会の参加	電話相談員、直接支援活動員等の知識、技能等の資質向上のため、各種団体が開催する講演会や研修会に参加	年3～4回
広報啓発事業	広報啓発活動	会員をはじめ広く県民に対して事業内容や被害者支援に関する情報を提供するために ● 被害者支援キャンペーン及び講演会の開催 ● 広報誌、パンフレット等の作成配布 ● ホームページの活用 ● 各種団体が主催する講演会において、事務局員や被害者遺族等が、犯罪被害者支援の現状と必要性等について講演 ● テレビ、ラジオへの出演、新聞社に対する素材提供を行う。	随時
関係機関・団体等との連携による支援活動事業	静岡県被害者支援連絡協議会等との連携	静岡県被害者支援連絡協議会および静岡県警察等との連携による被害者支援を行う。	随時

～ 被害者遺族から～



遺族になって早3年

交通事故被害者遺族 T・S

見た目には普通の生活を送っているように見えますが、今でもあのことは何だったのだろう、本当に経験したのだろうか、現実感がないような気がしています。

当時、高校一年生だった長男は今大学一年生。進学校でしたので大学に行っているでしょう。農業関係の仕事をしたいという夢を持ち、それを実現させるために学んでいるでしょう。私の中では、毎日息子がいます。

リビングにはハンガーに服を掛け、食事と同じ物を用意して、私の隣に枕を置き、プーさんのぬいぐるみを並べ、一緒に眠る。くじけそうになると、あの子がちゃんと見て守ってくれると思ひ、立ち上がって歩き始める。そんな毎日です。

今、浜松で毎月一回、自助会をして、同じ仲間同士心のリハビリをしています。普段生活していく中、どこか無理をして、複雑な思い、見ないふり、考えないようにしている自分があります。そんな中で、月一回本音を出せる時間です。遺族が抱える悩み、気持ちを話し、気分転換をして元気をもらって帰る。私にとって、とても大切な時間です。

先般、その会にやまがた支援センターの方が参加しました。同じ経験をした者同士、理解しあえるものがあり、とても有意義な時間を過ごしました。

彼女は娘さんを亡くして12年。話の中で、

私の状態を分かってくれる安心感で、初対面にもかかわらず、旧友のような雰囲気、心暖かい時を過ごせました。事故当時、自分の感情をコントロールできなくて、のた打ち回り、嘆き悲しみ苦しみ、現実を受け止められない状態から少しずつ歩きだし、自分なりのストレス解消を見つけ、気持ちのごまかし方を覚え、一日のリズムが出来上がってきました。それでも、ふとした時に、やりきれない思いが襲ってくる。子供を亡くした親は、いつも心のどこかに申し訳ないという思いがあります。それを一生背負って生きていると思います。人それぞれ生きていけばいろいろありますが、経験した重さがそれぞれ違う。乗り越えられないことは与えられないと言われますが、乗り越えられるのではなく、乗り越えていくか、遠回りして進んでいくしかないのです。1年過ぎたから、5年過ぎたからではなく、10年でも20年でもふと昨日のように思える時がある。同じ経験をしても、それぞれの道を歩き、スピードも違う。それでも理解しあえる部分がある。

遺族はとても孤独を感じる時があります。そんな時に同じ体験をした方たちと本音可言える場所、時間を設けていただき、とても嬉しく思いました。これからもこうした時間を過ごし、心のリハビリをしていきたいと思ひました。

《賛助会員・寄付のお願い》

静岡犯罪被害者支援センターの活動は、皆様の寄付金等で支えられています。

センターの主な活動として、電話相談、直接的支援、支援員の養成・研修、広報啓発活動等を行っています。

被害者支援活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援ご協力をお願いいたします。

賛助
会費

法人・団体	1口	10,000円以上
個人	1口	2,000円以上

賛助会員の方々には、広報誌「支援センターだより」などをお送りします。

また、被害者支援講演会等のイベントを開催する際には事前にお知らせします。

【振込口座】 郵便振替：口座番号 00870-7-50944
【加入者名】 静岡犯罪被害者支援センター

NPO法人

静岡犯罪被害者支援センター

〒420-0839 静岡県静岡市葵区鷹匠3丁目7番21号 常葉会館内

事務局

TEL 054-209-5555 FAX 054-209-5556

ホームページアドレス ▶ <http://www.shizuoka-hhsc.jp>

相談窓口

TEL 054-209-5533 (10時00分～16時00分)
(土・日・祝日、年末年始を除く)